

「宝の都（くに）・大崎」プレミアム電子商品券「パタPAY」

取扱店募集要項

令和4年6月

1. 事業の趣旨

「宝の都（くに）・大崎」プレミアム電子商品券実行委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、悪化した地域経済の活性化につなげることを目的に、「宝の都（くに）・大崎」プレミアム電子商品券「パタPAY」を発行します。

2. 事業概要

①商品券の名称	「宝の都(くに)・大崎」プレミアム電子商品券 スマートフォンアプリ名称「パタPAY」※8月下旬公開予定
②取扱店資格	<p>・大崎市内において事業を営み、暴力団(大崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団をいう)等反社会勢力との関係を有していない者。また次の事業者以外とする。</p> <p>(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第1号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。</p> <p>(2)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行う者。</p> <p>※取扱店の事業内容等によってはお断りする場合があります。</p> <p>・下記に示す大規模事業所に該当する事業者は、<u>電子商品券の取扱を希望する店舗ごとに、店舗所在地の商工団体(古川商工会議所、大崎商工会、玉造商工会)の会員事業所とする。</u></p> <p><u>(但し、次年度以降も会員を継続する意思のある事業者)</u></p> <p>※大規模事業所とは以下のとおり。</p> <p>a. 大規模小売店舗立地法の適用を受ける「店舗面積」1,000㎡以上の小売店で、大崎市以外に同立地法が適用される店舗を有する者も含む。</p> <p>b. 本店所在地が大崎市以外にある飲食店(飲食業)。</p>
③取扱店申込み方法	<p>(1)申込み方法</p> <p>本募集要項に同意の上、<u>取扱店申込用WEBフォーム(下記のQRコードまたはhttps://x.gd/takara_oosaki)</u>からお申込みください。</p> <p>[取扱店申込用WEBフォーム二次元コード(QRコード)]</p> <div data-bbox="667 1509 833 1675" style="text-align: center;"></div> <p>なお、WEBフォームから申込むことが困難な場合は、事業者向け説明会(詳細は次ページ(3)をご覧ください。)に必ずご参加下さい。申込みについてのご不明な点は、コールセンターにご連絡ください。</p> <p>(2)申込期間</p> <p>7月1日(金)～7月31日(日) 23:59まで</p> <p>※7月31日(日)までに取扱店申込用WEBフォームからお申込みいただき、不備がなく審査・承認された事業者には、8月31日(水)までにスターターキットのお届けを予定しています。これ以降申し込みの方には順次お届けしますが、QRコード発行までに数週間程度時間がかかり、商品券使用開始時に</p>

	<p>間に合わない可能性もありますのでご了承ください。</p> <p>※申込内容に不備があった場合は、事務局からご連絡いたします。</p> <p>(3) 事業者向け説明会</p> <p>【事業概要・取扱店申込みについての説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月14日(木) ①10:00/②13:00/③15:00 ・ 会場 A 古川商工会議所 オンラインサテライト会場: B 大崎商工会本所 C 玉造商工会本所 <p>※①、②、③、A、B、Cともに説明内容は同じです。ご都合の良い時間、会場にご参加ください。但し、B及びCの会場はオンラインサテライト会場になります。</p> <p>※<u>説明会参加の申込みについては、4ページ目の参加申込書に記入いただき、FAXください。</u></p> <p>【操作方法など実務説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月23日(火) ①10:00/②13:00/③15:00 ・ 会場 A 古川商工会議所 オンラインサテライト会場: B 大崎商工会本所 C 玉造商工会本所 <p>※①、②、③、A、B、Cともに説明内容は同じです。ご都合の良い時間、会場にご参加ください。但し、B及びCの会場はオンラインサテライト会場になります。</p> <p>※<u>説明会参加の申込みについては、4ページ目の参加申込書に記入いただき、FAXください。</u></p>
④取扱店募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月下旬に、昨年、商品券事業に参加した取扱店にDMを送付します。 ・ 大崎タイムス、大崎市・各団体のHPに募集案内掲載。各団体より会員宛募集案内送付等。
⑤販売価格・セット数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1セット5,000円×30,000セットの販売。 (1セットあたりの商品券額面は7,000円で4割増となります。) <p>※発行総額は、割増分を含め2億1,000万円。共通券・専用券の区別なし。</p>
⑥購入方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大崎市内在住者で、スマートフォンをお持ちの方1人あたり5セットまでを購入限度とします。 ・ 購入希望者は「広報おおさき8月号」でお知らせする商品券購入案内により、スマートフォンで専用アプリをダウンロードし、購入を予約します。アプリで抽選後、当選落選を通知し、当選者が購入します。 <p>【購入予約期間】 8月25日(木)～9月4日(日)</p> <p>【抽選・当落通知日】 9月5日(月)</p> <p>【当選者購入期間】 9月5日(月)～9月18日(日)</p> <p>※商品券に残が生じた場合は、第二次販売も検討します。</p>
⑦使用制限	取扱店に於ける商品券使用は1会計あたり額面35,000円までとします。
⑧購入場所	当選者が、全国のコンビニエンスストアでスマートフォンアプリ「パタPAY」にチャージ。(ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セイコーマート)
⑨商品券使用期間	9月5日(月)～12月25日(日)まで
⑩決済方式	<p>ユーザースキャン方式</p> <p>取扱店設置のQRコードを利用者自身がスマートフォンアプリ「パタPAY」で読み取り、支払額を取扱店が確認し決済を行う。</p> <p>(決済について、取扱店はPC・タブレットの準備をする必要はありません。)</p>

⑪換金について	<p>(1)換金手続き方法</p> <p>換金の手続きは不要です。事務局が指定した締日の 24 時に取扱店毎に未換金分の P A Y 取引残高を算出し、取扱店が予め指定した口座へ 3 営業日後に振り込みします。</p> <p>※換金時の振込手数料は事務局が負担いたしますので、取扱店のご負担はありません。</p> <p>(2)残高締日と振込日</p> <p>毎月 15 日と月末を締日とし、翌 3 営業日後を振込日としますが、換金金額が 1,000 円に達した時点で振込を行います。ただし、換金受付期間の最終回(12 月末締日分)には、金額にかかわらず振込を行います。また、初回の換金締日は 9 月末日となります。</p> <p>※万が一、口座情報に誤り等があった場合には、締日の翌 3 営業日後に振込ができない場合もありますので、ご了承ください。</p>
⑫購入希望者への告知方法	「広報おおさき 8 月号」に商品券購入案内を折込。
⑬換金手数料	無料。
⑭のぼり旗	1 枚を無料で配布し、追加希望者には 1 枚 500 円で販売。

3. 取扱店における厳守事項

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- ①商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- ③消費者は商品券を現金化することはできません。
- ④不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑤「宝の都(くに)・大崎」プレミアム電子商品券実行委員会(以下「プレミアム電子商品券事務局」という)から提供を受けた取扱店情報を登録した取扱店用二次元コード(二次元コードが表示された紙面、その他の媒体を含む)を適切に維持・管理してください。
- ⑥取扱店であることが明確になるよう、プレミアム電子商品券事務局が交付する取扱店表示を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ⑦取扱店独自で対象外商品を設定する場合は、必ず、利用者が見てわかるように表示をしてください。
- ⑧商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、プレミアム電子商品券事務局はその責を負いません。

4. 対象外商品

下記の商品は対象外です。

- ①出資や債務の支払い(税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金など)
- ②金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各商品券取扱店舗が指定するもの

5. 取扱店の取り消し等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

6. その他留意事項

本募集要項に記載のない事項などに関しては、協議を行います。

7. お問い合わせ先

「宝の都（くに）・大崎」プレミアム電子商品券「パタPAY」コールセンター

電話番号：0120-206-602

開設期間：7月1日（金）～12月30日（金）

開設時間：午前9時～午後7時（土日祝を含む）

※電話がつながりにくい場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(FAX24-2820) 「宝の都（くに）・大崎」プレミアム電子商品券実行委員会（古川商工会議所内）

2022年 月 日

<説明会参加申込書>

事業所名・役職・担当者名・連絡先電話番号

いずれかに○をおつけください

【事業概要・取扱店申込み説明会】	A 古川商工会議所	B 大崎商工会本所 (オンラインサテライト会場)	C 玉造商工会本所 (オンラインサテライト会場)
① 7月14日(木)10:00			
② 7月14日(木)13:00			
③ 7月14日(木)15:00			
【操作方法など実務説明会】			
① 8月23日(火)10:00			
② 8月23日(火)13:00			
③ 8月23日(火)15:00			

事前質問事項